

埼労発基 0727 第 1 号  
令和 3 年 7 月 27 日

埼玉地方最低賃金審議会  
会長 佐野 勝正 殿

埼玉労働局長  
増 田 嗣 郎

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

別表に記した申出者から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記の 5 件の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金  
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金  
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金  
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金  
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）

## 特定最低賃金の改正決定の申出状況

| ケース別 | 最低賃金の件名くくりの範囲   | 適用労働者数  | 申出日及び申出者   | 協約覚書適用労働者数又は機関決定労働者数 |
|------|---|---------|--|----------------------|
| 労働協約 | 非鉄金属製造業<br>※ E23（小分類のE231・235・239を除く。）  | 4,886人  | 令和3年7月14日<br>日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部<br>委員長 ト部勝則<br>ジェイエイエム（JAM）埼玉会長 谷内 聡<br>全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会議長 廣瀬 裕 | 2,301人<br>(47.09%)   |
| 労働協約 | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業<br>※ E28、E29（細分類のE2973（心電計製造業を除く。）を除く。）、E30 | 34,126人 | 令和3年7月14日<br>全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会<br>議長 竹内秀之<br>ジェイエイエム（JAM）埼玉会長 谷内 聡                        | 18,454人<br>(54.08%)  |
| 労働協約 | 輸送用機械器具製造業<br>※ E31（小分類のE315・319（細分類のE3191を除く。）を除く。）                          | 45,503人 | 令和3年7月14日<br>全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会議長 二階堂 祐輔<br>ジェイエイエム（JAM）埼玉会長 谷内 聡                                | 23,124人<br>(50.82%)  |
| 労働協約 | 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業<br>※ E275、E323  | 3,359人  | 令和3年7月14日<br>ジェイエイエム（JAM）埼玉会長 谷内 聡<br>日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方協議会議長 田中 勇希                                | 1,959人<br>(58.32%)   |
| 公正競争 | 自動車小売業<br>※ I591（細分類のI5914を除く。）   | 16,582人 | 令和3年7月14日<br>全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会議長 二階堂 祐輔   | 6,349人<br>(38.29%)   |

注) ※は、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）による分類を記載。